



# KUMAMOTO GREEN Rotary-Club



2013-2014年度  
テーマ

- 国際ロータリー 「ロータリーを实践しみんなに豊かな人生を」 R.I. 会長 ロンD・バートン
- 地区方針 「良き友を得てロータリーを学び奉仕を实践しよう」 R.I.2720 地区 ガバナー 赤山 武興
- 熊本グリーンR.C. 「魅力あるクラブにしよう」 熊本グリーンR.C. 会長 山下 隆生

■例会日：毎週月曜日 18:30~19:30  
 ■例会場：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル  
 TEL096-326-3311

■創立：平成元年2月22日 ■会長：山下 隆生 ■幹事：河島 一夫 ■会報担当：長野 義文  
 ■事務所：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル内  
 TEL096-354-4521 FAX096-354-4053 E-mail:kgrc@io.ocn.ne.jp

## 国際ロータリー 第2720地区 熊本グリーンロータリー・クラブ週報

【2014年2月3日】

第1117回  
 2013-2014年度 第24回  
 【例会】

1. 開会・点鐘 18:30
2. 食事と交歓

「友と語ろう」(グリーンRCの歌)

### 来訪者紹介

- ①卓話者 まるい司法書士事務所 丸井淑子 氏
- ②福嶋 由記さん

### 友情の握手

会長スピーチ (山下 隆生 会長)

本日は、卓話をお願いしている司法書士の丸井淑子さんと合唱団でお世話になってる福嶋由記さんがお見えになっておられます。こういう女性を交えた例会もまたいいですね。

本日の会長スピーチは、先週行われた会長幹事会の報告を致します。審議と言うよりは、各クラブの前半期の反省と後半期に企画している行事の報告が中心でした。

東ロータリークラブの会長が言ったのは、会の活動が活発のため例会内での報告事項が多数で、会長スピーチをする時間が少ないという事でした。わがクラブも月曜日の休みが多く月初めの本日例会などは盛りだくさんのためなかなかスピーチの時間が取れませんが私のような人間に



とっては3分間スピーチで十分なのかもしれません。

わがクラブの報告としては、25周年記念例会のお話しを致しました。全員参加の合唱団によるお披露目のため、例会後にみっちり練習をしているという少し大げさにアピールしましたら皆様驚いておりました。本日も例会終了後に練習があります。今日は折角福嶋さんに来て頂いているので、お手本として「花が咲く」をちょっと歌ってもらえたらなあと思っています。先日娘のダンスの発表会の時に、他の年配のサークルの方たちが「花が咲く」のメロディーで踊ってらっしゃいました。歌い手が誰だかわかりませんが、女性の素敵な声でしたので、今日はタイミングが良くお願いした次第です。今日は華やかな例会になりそうです。皆様楽しみましょう。

### 幹事報告 (河島 一夫 幹事)

#### ■ 報告事項(その他のロータリー関係)

①「熊本北RC創立35周年記念例会」  
 開催時間変更

開催日時 平成26年2月20日(木)  
 登録受付 18:00~→17:30~に変更  
 記念例会 18:30~→18:00~に変更

★開催が30分早くなりました。但し、内輪の会だそうですので、会長、幹事のみのご案内となります。

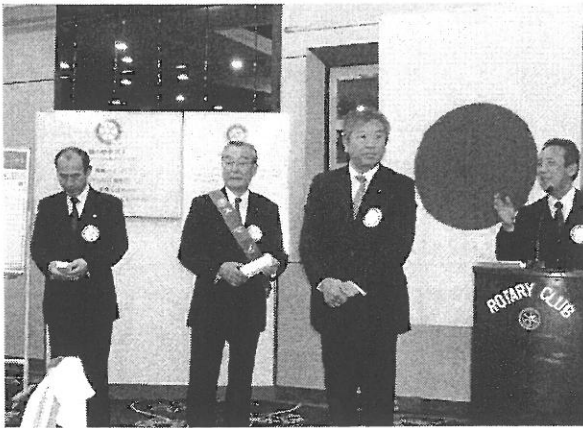
### 卓話 予定

- 【2月】 ~ 「世界理解月間」 ~
- 10日 創立25周年記念事業フォーラム(最終確認)
  - 17日 創立25周年記念事業 合唱団練習
  - 24日 ★ 熊本グリーンR C 創立25周年記念祝賀会(於: ホテルキャッスル2 F)

グリーン・クラブの例会日がきても、出席するかどうか決めるには及ばません。というのは、私にとって出席は決まりきった事だからです。これは、ロータリーに入会したとき受入れた義務の一つです。

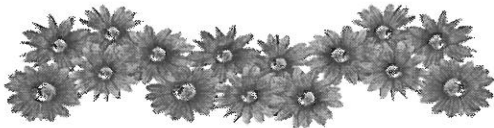
**慶 事**

(田中 純司 クラブ管理運営委員)  
(親睦担当長)



**★ 2月誕生祝★**

伊津野 良治 君	S11.2.17
仙波 洋八 君	S13.2.4
松村 秀逸 君	S29.2.2
河島 美智奈 夫人	S27.2.22



**Happy Birthday, dear fellows!**

**出席 報告**

中島 光司 クラブ管理運営委員 )  
(出席担当長)



	会 員 総 数	26名	出席 率
2月4日	出席免除会員数	1名	52.00%
	計算上会員数	25名	
	出席会員数	13名	
1月21日	前回の出席会員数	16名	73.08%
	メイクアップ数	3名	
	修正出席会員数	19名	
メイクアップ済み会員及びメイクアップ訪問先			
・1/10 熊本RC 上田 君 ・1/23 熊本西南RC 石浦 君 ・1/29 熊本平成RC 中島 君			

**委員会 報告**

①「会員3分間スピーチ」  
ロータリーに入会にて感じた事、思い出等...  
報告者:なし

②「2月の卓話プログラム」  
報告者:栗山 義則 プログラム担当長

③地区R財団補助金管理セミナー報告



田中純司会長エレクト  
平成26年1月25日  
(土)13:00 ~ 16:00 まで「アスパル富合」ホールで開催されました。当クラブからの出席者は田中会長エレクト、栗山次期R財団委員長、大友地区VTT副委員長の3名が参加しました。補助金の申請の仕方や前年度の補助金申請状況報告等が説明されました。



**2月 卓話スケジュール  
～「世界理解月間」～**

- 3 日 「成年後見人について」  
司法書士 丸井 淑子 氏
- 10 日 創立25周年記念事業フォーラム  
(最終確認)
- 17 日 創立25周年記念事業 合唱団練習
- 24 日 ★ 熊本グリーンRC 創立25周年  
記念祝賀会  
(於: ホテルキャッスル2F)



## その他の報告



「クリスマスディナーショー」出席に対するお礼 福嶋 由記さん

昨年12月24日に「マリエール神水苑」にて催しました。私の初めてのディナーショーに沢山の熊本グリーンRCの会員及びご夫人の皆様にお越し頂きまして本当にありがとうございました。

## スマイル 仙波 洋八 会員

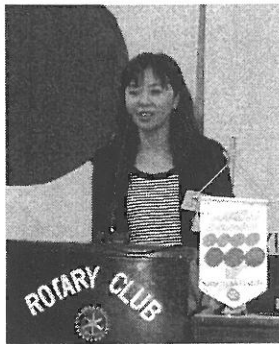
●山下 隆生 君、河島 一夫 君 「本日は美女がたくさんで御機嫌です。そろそろ女性会員も考えていいのでは、楽しい例会にスマイルします。」

●中島 光司 君 ①「早いもので2月に入りました。25周年記念例会もいよいよです。宜しく願い致します。」 ②「今日は丸井さんの話、楽しみにしています。」 ③「2月といえば、プロ野球キャンプですね。明日ジャイアンツのキャンプ地、サンマリンスタジアムに行ってくる予定です。楽しみです!!」

●松村 秀逸 君、仙波 洋八 君 「本日は誕生祝いありがとうございます。お礼にスマイル致します。また福嶋さんと丸井さんのご来場歓迎します。美人が2人も揃うとまず山下会長が興奮してしまいます。男というのはいくつになっても困ったものです。」

●上田 観一 君、栗山 義則 君、葉 高源 君、田中 純司 君、長野 義文 君 「本日の卓話「成年後見制度について」として丸井淑子司法書士様、よろしく願います。又、来訪者の福島様ようこそいらっしゃいました。」

## 3. 例会プログラム



卓話

まるい司法書士事務所 司法書士 丸井淑子 氏 「成年後見制度について」

(注1) 本人以外が申立人になる場合で、保佐人に代理権を付与する場合は本人の同意が必要。補助開始の審判を本人以外が申立てる場合、及び同意権・代理権付与の審判を求める場合も本人の同意が必要。

(注2) 民法第13条1項の行為＝借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築増築等の行為

(注3) 家裁の審判により、民法第13条1項の行為以外についても同意権・取消権の範囲を広げることは可能。

(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除く

(注5) 選挙権の制限はなくなった。被後見人は、印鑑登録抹消

## 2. 管轄

本人の住所地を管轄する家庭裁判所  
住民登録にかかわらず、実際に生活の本拠としている場所  
(Ex.施設など)

## 3. 必要書類【資料4】参照

## 4. 申立費用

①収入印紙 ・800 円(申立書貼付用) ・2,600 円(成年後見等登記用)

\* 保佐人に代理権を付与する審判、同意を要する行為を追加する審判申立てをするには、申立ごとに800円追加。

\* 補助開始には、同意権又は代理権付与審判を同時に申し立てが必要。これにも別途800円。

②郵便切手

・3,950 円内訳 500 円切手×6 枚 80 円切手×10 枚 20 円切手×5 枚 10 円切手×5 枚

③鑑定費用予納金【資料5】

・50,000 円～100,000 円 ※目安・主治医の場合 約50,000 円

・裁判所が医師を探す場合 約70,000 円 ・医師の往診が必要な場合 約100,000 円

※司法書士報酬

	後見	保佐	補助
対象となる方 【資料1】	判断能力が欠けている状態が通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申し立てをすることができる人 【資料2. 3】	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等 (注1)		
成年後見人等の同意が必要な行為		民法第13条第1項所定の行為。 (注2) (注3) (注4)	申し立てにより、家裁が審判で定める特定の法律行為。(民法第13条1項の行為の一部)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立の範囲内で家裁が審判で定める特定の法律行為	同左
制度を利用した場合の資格等の制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど (注5)	同左	

項目	備考
後見申立	
↓	
家庭裁判所の調査官による事実の調査	申立人、本人、成年後見人候補者が家庭裁判所に呼ばれて事情を聞かれる。
↓	
精神鑑定	
↓	
後見開始の審判	事実調査、精神鑑定を踏まえて、裁判所が審判。
↓	
審判の告知と通知	裁判所から審判書謄本を受け取る。
↓	
審判確定	2週間以内に不服申し立てがなければ
↓	
法定後見開始	東京法務局に登録される。

## 6. 相談事例【資料7】

- ①遺産分割  
②資産管理  
③家を売りたいとき  
④福祉サービスを受けたいとき

## 7. 成年後見人の職務

### Ⅰ 成年後見人の事務の範囲

#### (1) 成年被後見人の財産の管理に関する事務

「財産管理」…財産の保存を目的とする行為（現状を維持する行為）、財産の性質を変えない範囲での利用・改良を目的とする行為のほか、財産を処分する行為を含み、一切の法律行為及び事実行為を含む。

（具体的内容）

印鑑・預貯金通帳の保管、現金の管理、年金その他の収入の受領・管理、介護サービス契約の締結、不動産その他重要な財産の管理・処分や財産保全のための裁判手続き等

#### (2) 成年被後見人の生活、療養看護（身上監護）に関する事務

「身上監護」…施設入所契約・介護契約等の法律行為をすること。介護や看護などの事実行為は、成年後見人の事務ではない。

（具体的内容）

- ・介護・生活維持に関する事務
- ・住居の確保（住居の賃貸借等）に関する事務
- ・施設の入退所、処遇の監視・異議申立て等に関する事務
- ・医療に関する事務
- ・教育・リハビリに関する事務等に関する契約の締結、相手方の履行の監視、費用の支払、契約の解除

#### (3) 成年後見人の権限に対する制限

- ・居住用不動産処分時の裁判所の許可（民法859条の3）
- ・後見監督人がいる場合に、後見人が被後見人に代わって営業や民法第13条1項に規定されている行為を行なうときは、後見監督人の同意が必要である。（民法864条本文）
- ・後見人と本人間で利益が相反する行為については、家庭裁判所に特別代理人の選任の請求が必要。（民法860条）

※後見監督人がいる場合は、後見監督人が被後見人を代表する。

## 4. 閉会、点鐘